

健康第 243 号
令和 2（2020）年 5 月 19 日

厚生労働大臣 加藤勝信 様

栃木県知事 福田富一

新型コロナウイルス感染症発生下における医療提供体制及び検査体制
の現状に関する認識について（回答）

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきまして、日頃より御指導
賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、下記のとおり回答いたしますので、よろしく
お願いします。

記

1 医療提供体制に関する現状認識

現在、入院患者数は 4 月下旬のピーク時（38 名）の約半分となり、病床稼働
率も 14.6%（19 床/130 床）、重症病床稼働率 23.8%（5 床/21 床）となるな
ど、全体としては、入院患者の受け入れがひっ迫している状況にはないと考え
ている。

しかしながら、断続的に陽性者の確認が続いていることに加えて、緊急事態
宣言解除による人の動きの活発化や、地域外来・検査センターの順次スタート
による検査数の増加などといった要因によって、一定程度、陽性者の確認が増
加傾向となることも想定される。

また、ひとたびクラスターが発生すれば、入院患者が一気に増加すること
にも十分留意する必要がある。

このため、引き続き、更なる病床の確保に努めながら、重症者から中等者、
軽症者まで確実に対応できるよう、医療提供体制を強化していくことが必要と
考えている。

本県としては、人工呼吸器等の設備整備支援、空床補償、さらには医療従事
者向けの応援金、医療機関向けの協力金等の支援メニューを用意し、現在確保
している 130 床の約 2 倍となる 250 床の早期確保を目指していく。

国においても、各種交付金について、更なる上乘せと、交付要件の柔軟化、
地方の裁量の拡大など特段の配慮をお願いしたい。

2 検査体制に関する現状認識

栃木県のPCR検査は、地方衛生研究所である栃木県保健環境センター及び宇都宮市衛生環境試験所の2箇所で実施しており、検査機器の増設や検査技術者の増員等により検査能力の強化を図ってきており、1日当たり最大164件（5月下旬から）の実施が可能である。

本県においては、大規模な施設内感染が発生していないことから、これまでの1日当たりの最大検査実施数は86件であり、地方衛生研究所の検査能力の範囲内となっている。

また、感染拡大に備え、帰国者・接触者外来の増設（現在19箇所）をはじめ、保険適用に伴う行政検査の実施委託（現在20医療機関）、地域外来・検査センターの整備（目標10箇所、現在1箇所）等に取り組んでいるところであり、検査が必要な県民が着実に検査を受けられる体制整備を進めている。

更に今後、感染の第2波が想定されている中で、これによる検査需要の急増や大規模なクラスター発生時における対応の課題（基本的には民間検査機関の活用を想定しているが検査委託の件数や時間が課題）がある。

また、抗原検査や唾液によるPCR検査など新たな検査手法の開発・普及が想定されるが、これらの検査について目的・対象を明確にした上で、地方が行うべき検査体制の構築に支援をお願いしたい。